

## 職員の新型コロナウイルス感染者の発生について 【終報】

令和4年7月13日にクラスターに認定された事例ならびに職員の感染拡大に関し、その後の状況をご報告いたします。

当クラスター事案につきましては、前回の第6報(令和4年7月20日付)でご報告の通り終息いたしました。以降に発生した職員の感染についても福島市保健所等のご指導のもと、経過をみてきましたが、新たな感染者は確認されず健康観察期間が終了となりました。

これに伴い、一部制限していた救急・入院診療についても、7月22日より以下の通り制限を解除いたします。

皆様にはご心配とご迷惑をお掛け致しましたが、今後も新型コロナウイルス感染拡大防止に引き続き全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### <診療等への対応>

1. 外来診療・健診について  
外来診療・健診は通常どおり行います。
2. 救急部門について  
救急診療は通常どおり行います。
3. 入院診療について  
入院診療は通常どおり行います。

令和4年7月22日  
一般財団法人大原記念財団  
大原総合病院 院長 小山 善久